

諏訪地方社保協 ニュース

介護保険「補足給付」の改悪は許さない！ 8月から低所得者の食費・居住費の負担増

補足給付とは施設入居者の食費・居住費に関する負担軽減制度です。2005年の介護保険制度改悪の時に介護給付から全額自己負担となりました。しかし、負担があまりにも大きいことから低所得者（市町村民税非課税）の負担軽減策として導入されました。それをさらに縮小して低所得者から「全財産を吐き出せ」というのが国の狙いです。

今回の改悪に対して「補足給付の見直しの中止を求める団体署名」が社保協や民医連等の中央4団体で改悪の撤回・中止を求める運動が行われましたが、8月より介護保険の「補足給付」が改悪され低所得者に対する更なる負担増が実施されます。

食費負担と資産要件

第1の改悪は食費負担の引き上げです。施設では、新設される所得区分「第3段階②」に該当する施設入所者は毎月2万2千円の負担増になります。短期入所では所得区分に応じて1日あたり210円から650円負担が増えます。

第2は試算要件の見直しです。現在、預貯金の基準は一律1千万円ですが、これを所得区分に応じて500万円〜650万円まで引き下げます。

補足給付段階	収入要件			利用者数 (2019・3)
	現行	見直し後	負担月額	
第1段階	生活保護被保護者等	現行通り	2.6万円(変更なし)	3.1万人
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税本人年収80万円以下	現行通り	4.0万円(変更なし)	17.5万人
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税本人年収80万円以下	第3段階① ①本人年金収入80万円超120万円以下	5.9万円(変更なし)	31.4万人
		第3段階② ①本人年金収入120万円超	5.9万円→8.2万円 (食費+2.2万円)	

この試算要件の改悪により補足給付の対象から外されることで、一月あたり3万5000円〜6万9000円程度負担が増える入居者

補足給付段階	現行	見直し後		受給者数
		第3段階①	第3段階②	
第1段階	300円	現行通り	現行通り	0.6万人
第2段階	390円	600円	+210円	2.8万人
第3段階	650円	1000円	+350円	5.7万人
		1300円	+650円	

が出てきます。見直しによって、食費の負担が困難になるなど、補足給付の対象そのものから除外されることで、施設への入所や短期入所の利用を続けることができなくなる深刻な事態が生じることとは明らかです。低所得者の負担を引き上げる、しかもそれを国民全体が様々な困難を強いられ続けているコロナ禍のもとで実施する今回の補足給付の見直しには道理がありません。

補足給付段階	資産要件		
	現行	見直し後	
第1段階	1000万円以下	1000万円以下	
第2段階		650万円以下	
第3段階		第3段階①	550万円以下
		第3段階②	500万円以下

補足給付の介護保険施設は

補足給付で食費・居住費の負担軽減が行われているのは介護保険施設（介護保険法に基づく公的な福祉施設）である特養、老健、介護療養型医療施設、介護医療院に入居する方と短期入所施設（ショートステイ）を利用する方に限定されています。

これらの施設を現在利用されている方や家族からは「見直しがあることを知らなかった」「コロナで収入が減っている中で親の負担が増えると生活ができない」「数千円の値上げだったらしょうがないと思うが、2万円以上も上がるのは納得できない」と怒りや不安の声が上がっています。

諏訪地域の民医連介護施設では諏訪共立ケアセンター・赤砂の老健とショートステイ、社福こころの特養、共立福祉会の特養和音が8月から料金の引き上げが考えられます。8月の請求が分かったところでどれくらいの入居者に影響が出るのか、負担の大きさはどうかについて次号で具体的にお伝えしたいと思います。

